

# 育英館大学 コンプライアンス推進規程

(目的)

第1条 この規程は、育英館大学（以下「本学」という）におけるコンプライアンスの推進に必要な事項を定め、もって本学の社会的信頼性と業務遂行の公平性の維持を資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「コンプライアンス」とは、本学教職員（本学職員就業規則に定める職員に加え、派遣契約その他の契約に基づき本学の業務に従事する者を含む。以下「教職員等」という。）が、業務遂行に当たって、関係法令や学内規程等を順守するとともに、高い倫理観に基づき良識ある行動をとることをいう。

(教職員等の責務)

第3条 教職員等は、コンプライアンスの重要性を深く意識し、常に教育・研究・社会貢献の発展に寄与するために、公平かつ公正な職務の遂行に努めなければならない。

(コンプライアンス推進組織)

第4条 学長は、本学におけるコンプライアンスの推進を図り、公平かつ公正な職務の遂行を確保するために、育英館大学コンプライアンス推進委員会（以下「委員会」という。）を置き、教授会推薦理事をもって充てる。

2 委員会は、学長の指示に基づき、教職員等の意識向上や関係諸規程等の整備等、コンプライアンスの推進に必要な具体的な措置を講じるものとする。

(教職員等の通報)

第5条 教職員等は、自己又は他の教職員等が関与する法令違反等があると判断したときは、委員会に対し、その旨を通報することができる。

2 通報者は、客観的で合理的根拠に基づく内部通報を行うものとし、虚偽、他人への誹謗中傷及びその他の不正目的で行ってはならない。

3 通報者は、通報を行ったことを理由に、人事、給与及びその他の勤務条件等に関していかなる不利益な取り扱いも受けない。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、コンプライアンスの推進に関し必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、学長が行う。

附 則

この規程は、平成21年12月1日から施行する。